

森林環境税（仮称）について

平成24年3月8日
環境森林部林政課

1 趣 旨

本県の森林は、清らかな水を育み、災害を防止し県民の暮らしを支えている。豊かな森林を次世代に継承することは、我々の責務であり、森林環境の保全と併せて水環境を良好に保っていくことが求められている。その財源として森林環境税（仮称）の導入について検討を行う。

2 これまでの検討状況

◆**庁内検討会議**
【平成19年度】

- ・森林保全に関する税制研究会（庁内関係係長）3回開催
- ・森林環境税検討会議（環境森林部長主宰 関係課長）1回開催

【平成20年度】

- ・森林環境税ワーキンググループ会議（庁内関係係長）5回開催
- ・森林環境税検討会議1回開催

◆**検討概要**

- ・用途：森林整備と環境の保全に活用
- ・課税方式：県民税均等割の超過課税（上乘せ）方式
- ・実施期間：5年間

ただし、県民の理解を得るためには、さらなる検討が必要



平成20年秋のリーマンショックに端を発した、世界経済の危機や景気の後退など、社会・経済情勢が大きく変化したことから、その後は情勢を注視しながら慎重な検討を継続。また、景気に回復傾向が見られ、本格的な検討を再開しようとした矢先、平成23年3月には東日本大震災が発生。

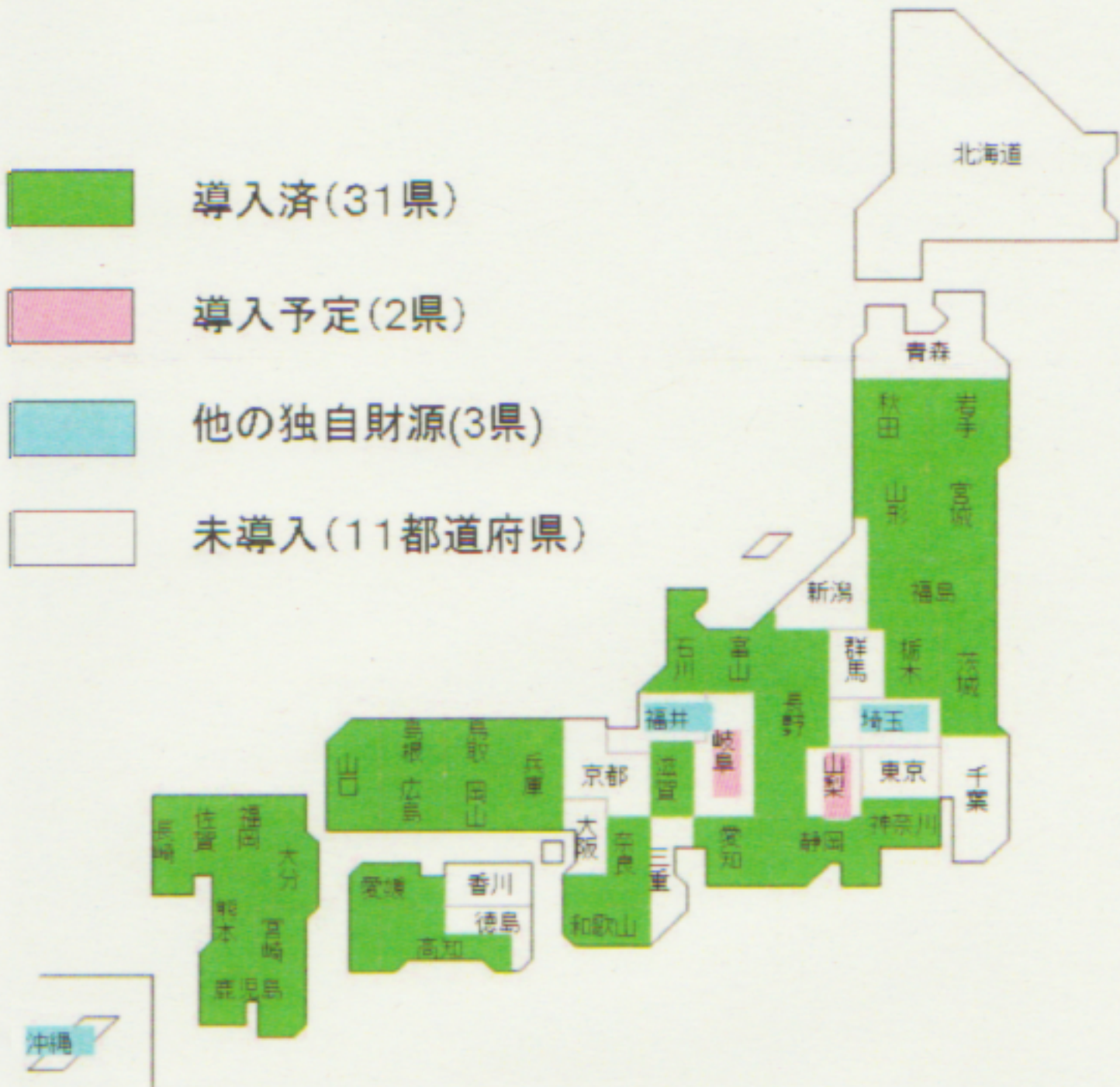
3 平成24年度の取り組み

震災復興、円高等、厳しい社会・経済情勢にあるが、昨年後半から本県の景気に回復に兆しが見られることから、県民、有識者等の意見を良く聞き、県議会としっかりと議論しながら、以下の取り組みを進める。

- ①庁内検討会議における制度案等の検討
②有識者会議における検討
③県民意識の把握
④経済団体等への説明
⑤市町村への説明
⑥県議会への報告・審議

4 他県の状況

(1) 導入状況



区分		都道府県名
導入済	31	左図のとおり
導入予定(H24.4~)	2	山梨、岐阜
他の独自財源	3	埼玉、福井、沖縄
計	36	
検討中	5	群馬、北海道、新潟、三重、京都
情報収集程度	6	青森、千葉、東京、大阪、香川、徳島

※平成23年7月現在

(2) 制度の仕組み

区 分	内 容	
課税方法	県民税均等割の超過課税 個人：年間300～1,200円 法人：均等割額の5～11%増	茨城県 個人：年間1,000円 法人：10%増 税収規模：16億円 栃木県 個人：年間700円 法人：7% 税収規模：8億円
税収規模	年間1.7～38億円 (2～5億円規模が多い)	
実施時期	5年間又は10年間（ほとんどの県が5年間）	
事業内容	ハード事業：森林整備（水源地域などの間伐、広葉樹林化等）、里山整備（竹林整備、広葉樹植栽、景観対策等）、間伐材搬出支援 など ソフト事業：普及啓発、森林環境教育、ボランティア支援、木材利用推進 など	